

別紙 1

公民館・区役所・集落センターは

建物内全面禁煙

の徹底をお願いします



2020年4月から飲食店やオフィスなど、様々な施設でスタート!

健康増進法の一部を改正する法律が、令和2年4月1日に全面施行されました。

本改正は、望まない受動喫煙の防止を図るため、特に健康影響が大きい子ども、患者等の皆さんに配慮し、多くの方が利用する施設の喫煙を禁止するとともに、管理者の方が講ずべき措置等について定めたものです。

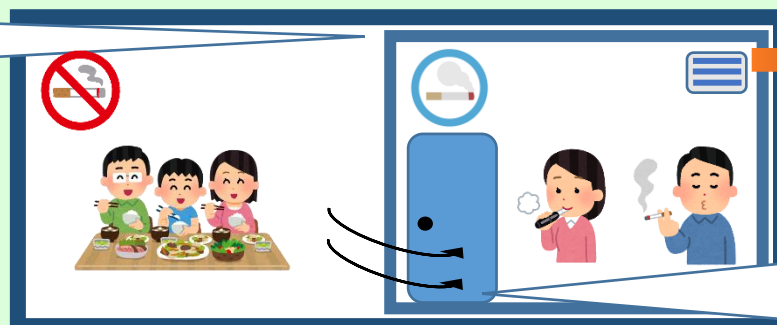
健康増進法の一部を改正する法律のポイント(一部抜粋)

- ① 屋内は原則禁煙 (所定の要件(※1)に適合すれば、喫煙専用室を設置できる)
- ② 喫煙可能な施設を持った施設には、必ず指定された標識の掲示が義務付けられる
- ③ 義務違反者には、罰則(過料)が課せられることもある
- ④ 喫煙専用室の要件について(※1 一部抜粋)

◆煙流出防止措置

- ① 入口における室外から室内への風速が0.2m/秒以上であること
- ② 壁、天井等によって区画されていること
- ③ たばこの煙が屋外に排気されていること

②区画が分けられている



③たばこの煙を屋外に

①出入口では外から中へ空気が流入(毎秒0.2m以上)

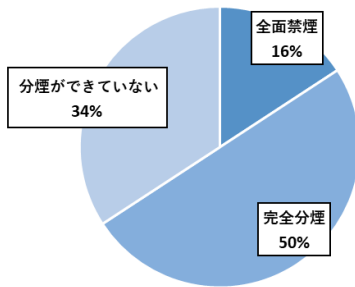
- ◆標識：喫煙専用室、及び施設の出入口に掲示する標識については、記載する事項を容易に識別できるようにすること

区長の皆さまへ〈お願い〉

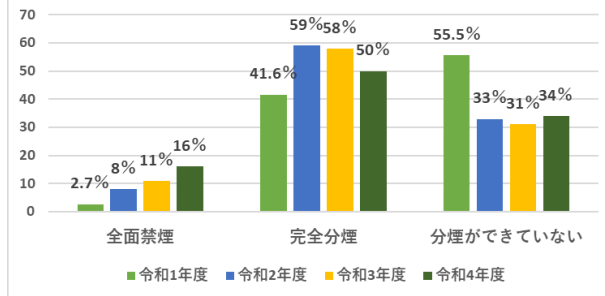
昨年度も富士見町内の公民館等の施設へ受動喫煙対策取組についての調査を行いました、その際にご協力ありがとうございました。

調査の結果、年々敷地内全面禁煙している施設の割合は増加し、望まない受動喫煙の機会が減少してきています。禁煙に対してご理解いただき感謝しております。しかし、まだ禁煙となっていない施設もあるのが現状となっています。

令和4年度 受動喫煙防止対策状況



受動喫煙対策状況 -令和1年度からの比較



富士見町健康づくり計画「健康ふじみ 21」では、望まない受動喫煙防止を図るため、**令和5年度末までに公共の場における建物内全面禁煙 100%を目標**としています。

昨年度に続き、現在の禁煙状況について把握するため、今年度も調査を実施させていただきます。2月に配布させていただきます調査用紙へご記入の上、返信用封筒または、メールにて返信をお願いいたします。

提出締め切り：令和6年2月29日（木）

今一度、標識掲示や受動喫煙対策等の対策が行われているかご確認いただき、望まない受動喫煙の防止へご協力いただきますよう、お願いいたします。

*「敷地内禁煙」「建物内禁煙」に関する掲示物を施設内に掲示したい場合は、保健センターまでお問い合わせください。

*詳しくは「なくそう！望まない受動喫煙」サイト (<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp>) をご覧ください。

〇お問合せ〇

住民福祉課保健予防係（保健センター内）

TEL：0266-62-9134

E-mail：hokenyobou@town.fujimi.lg.jp